

平成 29 年

第 2 回市議会定例会 議案第 5 号

函館市学校設置条例の一部改正について

函館市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市学校設置条例の一部を改正する条例

函館市学校設置条例（昭和 39 年函館市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

函館市立西中学校	函館市弥生町 1 1 番 1 6 号	を
函館市立潮見中学校	函館市青柳町 1 0 番 7 号	
函館市立宇賀の浦中学校	函館市大森町 3 4 番 7 号	

」

函館市立青柳中学校	函館市青柳町 1 0 番 7 号	に
-----------	------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

函館市立西中学校，函館市立潮見中学校および函館市立宇賀の浦中学校を統合し，函館市立青柳中学校を設置するため